

景観法施行令等の骨子（案）

1. 公共施設・特定公共施設（第1条・第2条）

公共施設として、下水道、緑地、運河、水路及び防水又は防砂の施設を規定することとする。

特定公共施設として、次の施設を規定する。

- ・ 土地改良法による土地改良事業に係る土地改良施設
- ・ 下水道法による下水道
- ・ 森林法による保安事業に係る施設
- ・ 都市緑地法による市民緑地契約に係る市民緑地
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法により国又は地方公共団体（河川管理者を含む。）が設置、管理する雨水貯留浸透施設
- ・ 砂防法による砂防設備
- ・ 地すべり等防止法により国又は都道府県が設置、管理する地すべり防止施設等
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により都道府県が設置する急傾斜地崩壊防止施設
- ・ 皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑

2. 自然公園法の許可基準を景観計画に定める行為（第3条）

自然公園法第13条第3項、第14条第3項又は第24条第3項の許可の対象となる行為について、良好な景観の形成に必要な許可基準を景観計画に定める行為は次に掲げるものとする。

- ・ 工作物の新築等
- ・ 広告物等の掲出等
- ・ 屋根、壁面等の色彩の変更（第13条第3項、第14条第3項のみ）

3. 届出を要する行為に係る景観計画の策定に関する基準（第4条）

景観法（以下「法」という。）第16条第1項第4号の届出を要する行為として景観計画に定めることができるものは、次に掲げる行為とする。

- ・ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の植栽又は伐採、さんごの採取
- ・ 屋外における土石等の物件の堆積
- ・ 水面の埋立て又は干拓 等

4. 行為の制限に係る景観計画の策定に関する基準（第5条）

法第16条第3項の勧告、同条第6項の協議及び法第17条第1項の命令の基準を景観計画に策定するための基準は次に掲げるものとする。

- i) 建築物又は工作物の形態意匠の制限に関する基準
 - ・ 建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。
 - ・ 建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないように定めること。
- ii) 建築物又は工作物の高さの最高限度若しくは最低限度、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度に関する基準
 - ・ 建築物又は工作物の高さ、位置等が一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めること。
- iii) 開発行為の制限に関する基準
 - ・ 開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように定めること。
 - ・ 切土、盛土の法の高さの最高限度、建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について定めること。
- iv) その他届出を要する行為の制限に関する基準
 - ・ 行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないよう定めること。

5. 景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画（第6条）

景観計画が適合すべき景観重要公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

- ・ 道路整備特別措置法の規定による認可に係る工事実施計画書並びに許可に係る工事の区間及び工事方法
- ・ 共同溝の整備等に関する特別措置法の規定による共同溝整備計画
- ・ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定による特定交通安全施設等整備事業の実施計画
- ・ 本州四国連絡橋公団法の規定による認可に係る工事実施計画書
- ・ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の規定による電線共同溝整備計画
- ・ 河川法の規定による河川整備計画
- ・ 海岸法の規定による海岸保全基本計画
- ・ 港湾法の規定による港湾計画
- ・ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の規定による埠頭保安規程及びこれに相当する規程
- ・ 漁港漁場整備法の規定による特定漁港漁場整備計画及び漁港管理規程
- ・ 自然公園法の規定による公園計画
- ・ 土地改良法の規定による土地改良事業計画及び管理規程

- ・ 下水道法の規定による流域別下水道整備総合計画及び事業計画
- ・ 森林法の規定による地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画
- ・ 都市緑地法の規定による緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法の規定による流域水害対策計画
- ・ 地すべり等防止法の規定による地すべり防止工事基本計画

6. 景観計画の提案に係る一団の土地の区域（第7条）

住民やNPO法人等による景観計画の策定等の提案の対象となる一団の土地の規模を、0.5ha以上の土地の区域とし、NPO法人等による景観形成のための活動の現況等を勘案して特に必要があると認められるときには、0.1～0.5haの範囲内で別に定めることができることとする。

7. 景観計画区域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（第8条）

法第16条第1項の届出等を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は次に掲げる行為とする。

- ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・ 仮設の工作物の建設等
- ・ 木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採、仮植した木竹の伐採、測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ・ 法令等による義務の履行として行う行為
- ・ 建築物の敷地内で行う行為（ただし、建築物の建築等、工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場等を除く。）の建築等、木竹の伐採、屋外における土石等の物件（一定の高さのものを除く。）の堆積を除く。）
- ・ 農業、林業及び漁業を営むために行う行為（ただし、建築物の建築等、高さが1.5mを超える物置その他これに類する工作物の建設等、用排水施設（幅員が2m以下のもものを除く。）又は農道若しくは林道（幅員が2m以下のもものを除く。）の設置、土地の開墾、木竹の皆伐、水面の埋立て又は干拓等を除く。） 等

8. 届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為（第9条）

地区計画等の区域内で行う行為のうち届出を要しないものとして、景観法第8条第3項第2号に掲げる制限で景観計画に定められたもののすべてが地区計画等において定められている場合に当該地区計画等に係る土地の区域内で行う次の行為を規程することとする。

- ・ 土地の区画形質の変更
- ・ 建築物の新築、改築又は増築
- ・ 工作物の新設、改築又は増築

- ・ 建築物又は工作物の形態意匠

9. 届出を要しないその他の行為（第10条）

届出を要しないその他の行為は、次に掲げる行為とする。

- ・ 文化財保護法に定める国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物について同法の許可等を受けて行う行為又は伝統的建造物群保存地区内で同法の許可を受けて行う行為
- ・ 屋外広告物法の許可等を受けて行う屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置 等

10. 形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定（第11条）

法律及びこれに基づく命令において建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係る義務を定めるものとして、軌道法、消防法、鉱山保安法、火薬類取締法、道路運送法、高圧ガス保安法、航空法、有線電気通信法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定を定めることとする。

11. 根切り工事その他の工事（第12条）

事前着手可能な工事は、根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

12. 景観重要建造物に係る通常管理行為、軽易な行為その他の行為（第13条）

景観重要建造物について、景観行政団体の許可の対象とならない通常管理行為、軽易な行為その他の政令で定める行為として、地下に設ける建造物の増築、改築、移転又は除去、法第25条第2項の条例に定める管理の方法の基準に適合する行為、管理協定に基づく行為、法令等による義務の履行として行う行為を規定することとする。

13. 収用委員会の採決の申請手続（第14条）

裁決の申請者は、土地収用法第94条第3項各号（第3号（事業の種類）を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならないこととする。

14. 景観重要樹木に係る通常管理行為、軽易な行為その他の行為（第15条）

景観重要樹木について、景観行政団体の許可の対象とならない通常管理行為、軽易な行為その他の政令で定める行為として、枝打ち、整枝等樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採、危険な樹木の伐採、法第33条第2項の条例で定める管理の方法の基準に適合する行為、管理協定に基づく行為、法令等による義務

の履行として行う行為を規定することとする。

15. 景観農業振興地域整備計画の変更（第16条・第17条）

市町村は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項前段の規定により景観農業振興地域整備計画の変更をしようとするときは、その理由を明らかにしてしなければならない。

景観農業振興地域整備計画の変更のうち軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更とする。

16. 公共施設の用に供する土地その他の土地（第18条）

景観計画区域における景観協定の対象から除く公共の用に供する土地その他の政令で定める土地として、公共施設の用に供する土地を規定することとする。

17. 景観整備機構が取得、管理及び譲渡を行う土地（第19条）

景観整備機構が取得、管理及び譲渡を行う土地として、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業の用に供する土地、景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地を規定することとする。

18. 景観法の施行期日を定める政令（附則）

景観法（ただし、第三章の規定を除く。）の施行期日を12月17日とする。